

野崎家住宅の構成について

宮崎 健司

●はじめに

江戸後期から製塩業で財を成した野崎家の住宅は、岡山県倉敷市の南部、瀬戸内海に接した児島地区に所在しています。市街地にある小高い寺山の東麓に敷地を構え、敷地中央に主屋、北に土蔵群、東には長屋門と御成門を構え、南側の庭園には茶室が点在しています。(図-1)



図-1 全体図 (令和2年)

●野崎家の歴史

野崎家は清和源氏を祖として、かつては多田姓・昆陽野姓を名乗り、多田太郎右衛門（?-1564）の代に備前国児島郡味野村（現在の岡山県倉敷市児島味野）に居住するようになったと伝えられています。この太郎右衛門より8代後の武左衛門^{（註1）}は足袋の製造販売で得た資本を投下して、味野村・赤崎村の沖合に塩田を築造し、両村の名をとって野崎姓を名乗るようになりました。その後も備前国南部に塩田及び耕作地を築造して大起業家に成長しました。

●主屋の普請

野崎家住宅の主屋が建てられたのは天保4年（1833）と伝わりますが、建築年を断定できる資料は発見されていません。建築年を推察できる資料として、同家に長年仕えた武田守義が慶応元年（1865）に記した『松樹繁栄記』によれば、「天保三辰年太守様御郡廻之節御小休被仰付」とあり、天保3年（1832）には岡山藩主池田侯の休息所となっていることがわかります。つまりこの頃には接客施設を備えた主屋が整っていたと考えられます。



写真-1 寺山から野崎家住宅方向

また同資料に「同九戊年門外の畑一反面高サ一間半地上石垣築立、門長屋御成門共普請出来」ともあり、天保9年（1838）には石垣の上に「長屋門」と「御成門」を建てたことがわかります。同年には幕府の巡見使を住宅に迎えています。

住宅や土蔵などがいつ頃建てられたのかは野崎家の日記に手掛かりを得ることができます。表題は「売用日記」「日誌」「雑記録」などさまざまですが、まとめて『売用日記』と呼ばれています。この日記は来客の対応や金銭の出入り等が毎日記録され、天保11年（1840）に始まり、昭和21年（1946）まで続いていることが確認できています。昭和39年（1964）から谷口澄夫岡山大学教授らによって219冊が調査され、平成3年から大山更青野崎家旧宅学芸員が新たに調査した59冊と合わせて、少なくとも278冊の日記が保存されていることがわかっています。

この『売用日記』によると、嘉永5年（1852）4月18日に「上棟御成間上に弓矢を張又門屋根へ二ヶ所棚にて餅投」とあり、「表書院」は嘉永5年に上棟したことがわかります。「表書院」の棟札にも「嘉永五壬子歳四月十八日幹口吉祥」と確認できています。なお「表書院」と「表玄関」の天井高の違いや「表玄関」南側十二畳間の不自然な床の位置などを考えると、「表書院」は「表玄関」周辺より後年の建築と思われます。

野崎家文書『勤功録』には安政3年(1856)藩主池田慶政侯宿泊の記事に茶室「観曙亭」及び「臨池亭」の名が見えます。図-2の『家相図』には「臨池亭」がまだ描かれていないことからこの家相図は安政3年(1856)以前に制作したと考えられます。この図には現在のように主屋北側に土蔵群が存在せず、「向座敷」も描かれていません。反対に現存していない【裏座敷】などが描かれています。その他、「桃座敷」西側に【土蔵①】があること、「桃座敷」及び「南座敷」の部屋が少ないこと、「表書院」西側茶室などが広く描かれていることなど現在の住宅と江戸時代の住宅は大きく異なっていました。

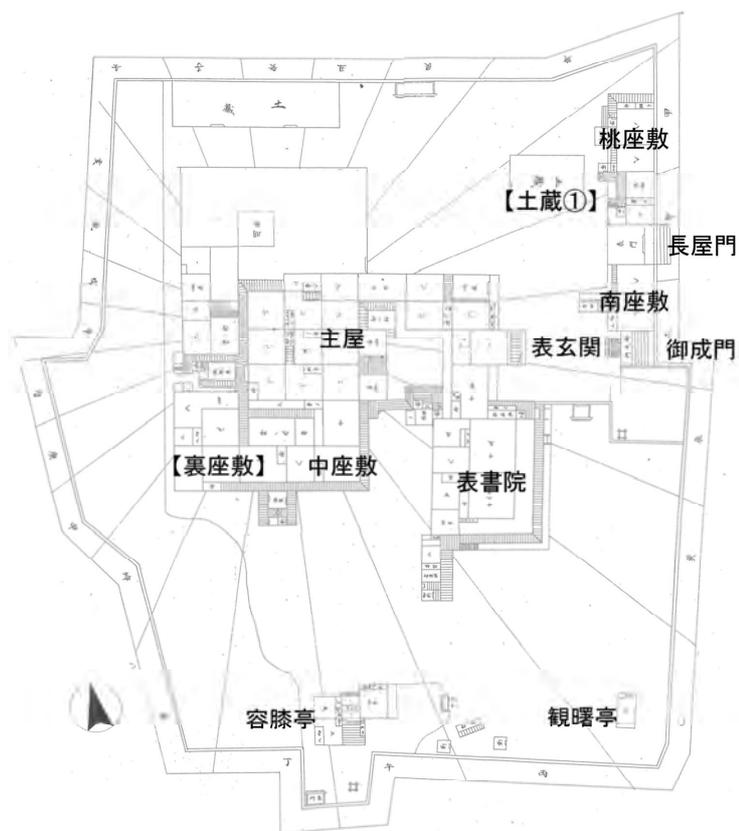


図-2 家相図 (安政3年以前)
現存していない建物は【建物名】で表記

『売用日記』によると慶応元年(1865)の記事に「向座鋪(敷)」の名が見えることから、「向座敷」は安政3年から慶応元年の間に建てられたと思われます。また、【裏座敷】の建築時期は不明ですが、嘉永6年(1853)2月の記事に「数寄屋にて御茶事七ツ頃より裏座敷へ御入込花月」とあり、【裏座敷】で茶道稽古の一種「花月」をおこなっていることがわかります。その後、昭和初期までは使用されていることは確認できますが、戦後には取り壊されているようです。

●茶室の普請

庭園の南東には、高さ約3.5メートルの築山があり、山頂部には二畳台目の茶室「観曙亭(杉の屋)」が配されています。杉の木に囲まれ杉材でつくられた簡素な茶室です。「観曙亭」は天保14年(1843)に月見の会を催したという記録があることからそれ以前の建築であると判明しています。

「観曙亭」から築山を西に降りると四畳半と二畳中板の2部屋で構成される茶室「容膝亭」が配され



写真-2 表書院から容膝亭方向

ています。容膝とは「わずかに膝を容れるに過ぎない小部屋」の意で、大徳寺の宙宝宗宇^(註2)(?～1838)が名付けたと伝わります。つまり二畳中板の茶室は天保9年(1838)以前の建築であり、その後、四畳半の茶室がつけられたと考えます。写真-3の「容膝亭」手前に見える松は、倉敷市の瑜伽大権現と香川県琴平町の金毘羅大権現との「両まいり」街道の目印になっていたと伝わっていた「野崎の松」ですが、残念ながら現存していません。

「中座敷」の南側にある台目三畳の茶室「臨池亭」は、『勤功録』によると安政3年までには建てられていたことが確認できます。明治期は現在とは異なり「中座敷」西側の部屋と廊下で接続していたと思われます。



写真-3 表書院から容膝亭方向



図-3 野崎武吉郎居宅絵図(部分)(明治4年)

【土蔵①】は図-2にも見られますが、この図-3には【土蔵②】も描かれています。写真-4は明治14年(1881)に撮影された写真ですが、【土蔵①】【土蔵②】ともに写っており、明治時代は「桃座敷」西側に土蔵が2棟建築されていたことがわかります。そして、この時代の敷地は現在よりも狭く大蔵の北にある【炭納屋】と【細工納屋】の外側(北側)までであることが確認できます。

●土蔵の普請

『売用日記』では慶応元年の記事に「今朝大蔵にて劔術(中略)稽古御座候」とあることから大蔵はこれ以前に建てられたことがわかります。この大蔵は現存する土蔵の中で最も古く、明治4年(1871)に描かれた『野崎武吉郎^(註3)居宅絵図』(図-3)に確認できます。この図は、代々家相鑑定人として著名であった松浦家の人物を京都から招いて鑑定依頼した際の家相図です。



写真-4 表書院から表玄関方向(明治14年)

「夜具蔵」は児島郡内尾村（現在の岡山市南区内尾）に建てられていたものを明治17年（1884）に所有者の岩崎益治より買取り、明治22年（1889）3月に敷地内に移築していることが『売用日記』や板札からわかります。「書類蔵」は小屋組に残る板札に「此倉庫ハ明治貳拾參年五月拾九日建築ス」とあることから明治23年の建築とわかります。

次の『野崎本家平面図』（図-4）は明治31年（1898）に描かれています。敷地は明治4年の『居宅絵図』（図-3）に比べると大きく北に拡がりました。【榎の家】付近は明治31年以降に西に少し拡がり、この頃にはほぼ現在の敷地の形になったことが確認できます。この明治31年平面図が制作された後に建築されたものは、図にさらに和紙を貼り、新たな建物が描き加えられています。

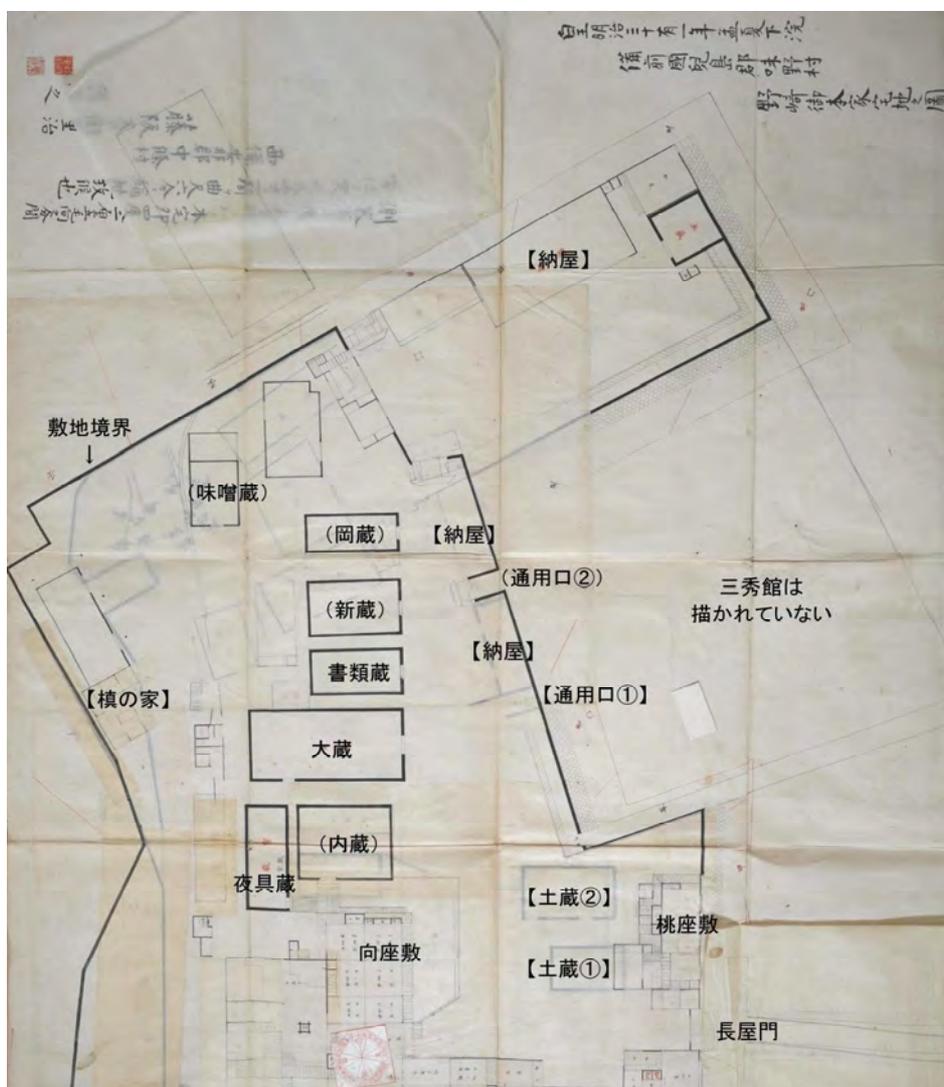


図-4 野崎本家平面図（部分）（明治31年）

明治31年に未完成の建物は（建物名）、現存していない建物は【建物名】で表記

貼紙の上に描かれた「内蔵」は、小屋組に残る棟札と板札から明治 32 年から基礎工事を始め明治 34 年（1901）に完成したと判明しています。一方、明治 31 年にこの図が描かれた後、【土蔵①】【土蔵②】の上に貼紙がされていることから、これらの土蔵は取り壊されたと考えられます。そして「桃座敷」西側に部屋が増築されています。

「新蔵」「岡蔵」「味噌蔵」はいずれも旧平面図の上の貼紙に描かれていることから明治 31 年から明治 45 年（1912）の間に建築されたことがわかります。

敷地北東には武吉郎の弟で明治期に分家した定次郎（註 4）の住宅「三秀館」が明治 17 年（1884）に建てられています。この家相図には描かれていません。この図は本家を対象として描かれているためと思われます。明治 31 年までは【通用口①】がありましたが、その後北側に移動し、現在の位置になりました（通用口②）。

●各部屋の名称

各部屋の名称は図-5 と表-1 にあるように「平成 18 年（2006）の聞き取り調査」及び『売用日記』（明治 23 年）から推定した呼称（『野崎家旧宅調査報告書』から転載）である程度部屋の名称が推定できていましたが、今回『野崎本家平面図』（明治 31 年）を調査したところ、多くの部屋の名称が判明しました。

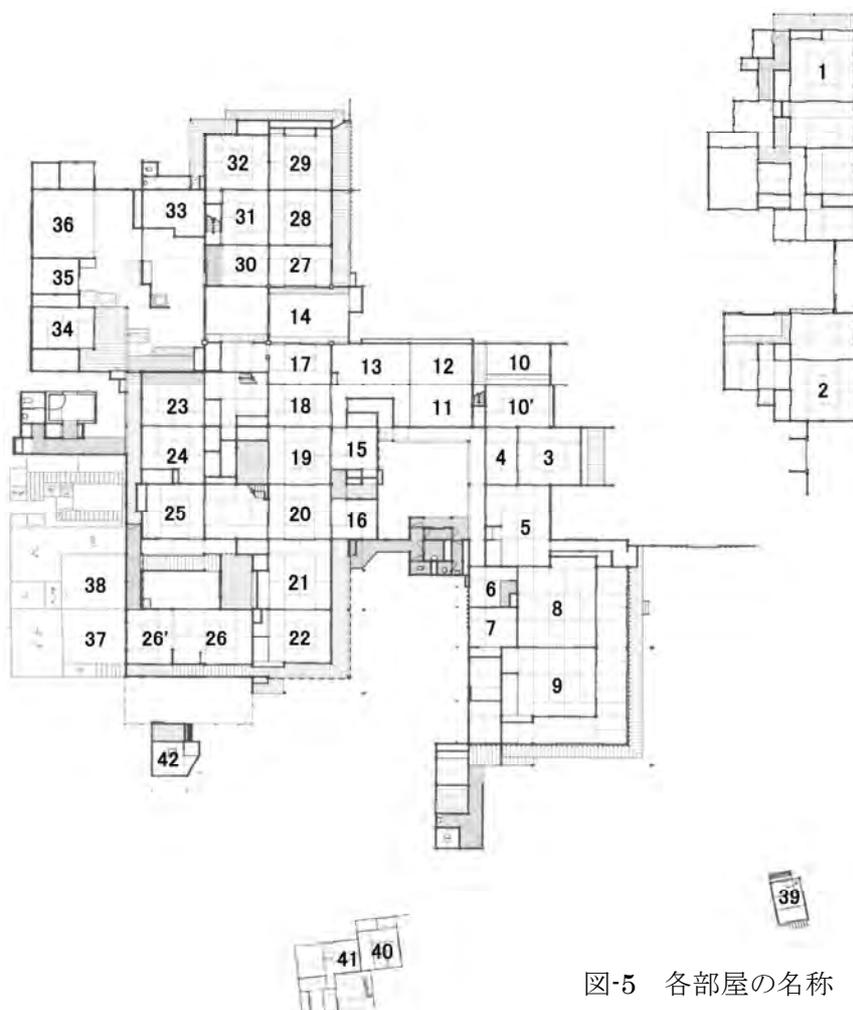


図-5 各部屋の名称

長屋門南側にあり、現在「南座敷」と呼ばれる部屋2は、明治31年平面図では「事務所」と記載されており、この部屋は事務所として使用されていたと思われ、『売用日記』によると明治38年(1905)3月に「南座敷」の金庫を「松ノ間仏間」に移動したとあることから、事務所機能は主屋に集約されたと思われ。

	平成18年の聞き取り調査	『売用日記』(明治23年)から推定した呼称	『野崎本家平面図』(明治31年)の呼称
1	桃座敷	桃坐敷	桃座敷
2	南座敷	南坐敷	事務所
3	表玄関	式台	玄関間
4		式台ノ間	
5	十二畳	十二畳	(十二畳敷)
6	(水屋)		台司
7	茶室		茶ノ間
8	(表書院)下の間	十五畳ノ間	次座敷
9	(表書院)上の間	表坐敷	表座敷
10	内玄関	内玄関	土庭
10'			内玄関
11	梅の間	梅ノ間	梅ノ間
12		竹ノ間	竹ノ間
13	勘定場	勘定場	内事務所
14	通用口		表土庭
15	用の間	用場	
16	茶室	茶ノ間	茶ノ間
17		(松ノ間)	獅子ノ間
18	松の間		亀ノ間
19	亀の間	亀ノ間	松ノ間
20	鶴の間		鶴ノ間
21	(中座敷)中の間	(中坐敷)	中床間
22	(中座敷)上の間		中座敷
23	台所		
24	食堂	中坐敷	
25	廻座敷		廻座敷
26	源氏の間	源氏ノ間	源氏間
26'			次ノ間
27	(向座敷)下の間	(向坐敷)	下ノ間
28	(向座敷)中の間		次ノ間
29	(向座敷)上の間		向座敷
30	食堂		下ノ間
31	次の間	向坐敷	中ノ間
32	奥の間		向奥間
33	料理場		
34	女中部屋	道具	
35	洗場		物置
36	下食堂		台所
37	—		裏座敷
38	—		奥ノ間
39	観曙亭		杉ノ家
40	容膝亭		四畳半
41			二畳中板
42	臨池亭		茶室

表-1 各部屋の名称

野崎家には、明治29年(1896)から昭和11年(1936)まで請願巡査(旧警察制度で個人などの依頼により配置された警察官)が常駐していました。そのため、長屋門北の「桃座敷」の一角で、現在入館者受付として使用されている部屋が「巡査ノ出張所」とされていました。

部屋17は平成18年(2006)の聞き取り調査では部屋名が不明で、『売用日記』から推定した呼称では「松ノ間」となっていました。明治31年平面図では「獅子ノ間」と記載があり、部屋18は「亀ノ間」、部屋19が「松ノ間」であることが判明しました。

「中座敷中の間」と呼ばれる部屋21は「中床間」と記載され、武吉郎の妻「陸」が昭和9年3月に亡くなるまでは家族が主に使用していました。その後、昭和10年(1935)からは(株)野崎事務所^(註5)の重役室として使用されていました。

現在、「向座敷」西側の部屋で「奥の間」と呼ばれる部屋 32 は「向奥間」と記載され、半間の床も設えられていましたが、明治 30 年代に床はなくなり、「下ノ間（部屋 30）」にあった 2 階へ上がる階段は「中ノ間（部屋 31）」に移動しています。

表-2 は祝宴及び法会など来客の飾付献立のうち慶応 2 年から昭和 5 年の 205 回の記録を調査したもののうち代表的なものを表にまとめました。この記録は掛軸などで飾付をした部屋を対象にしているため、床が無い部屋は使用記載が少なくなっています。

現在「表書院上の間」と呼ばれている部屋 9 は今回調査した飾付記録 205 回の内、129 回の使用記載があり、部屋の名称は「表座敷書院」が 51 回、「表書院」50 回、「表座敷」が 24 回となっています。明治中期までは「表座敷書院」が多く、明治後期から大正時

日付	慶応2年11月1日	慶応4年1月18日	明治17年5月8日	明治20年12月25日	明治22年5月11日	明治24年5月21日	明治32年3月9日	大正15年10月24日
行事 部屋	武吉郎 婚儀	武吉郎士格 仰付祝宴	博覧会賞牌 新分家上棟 多吉古稀祝	御大礼 (達婚儀)	岡山裁判所 所長他来邸	貴族院議員 就任祝宴	大礼祝宴 (千賀婚儀)	松堅院府君 一周忌法会
1	桃座敷		桃座敷	桃座敷	桃座敷	桃座敷	桃座敷	桃座敷
2				南座敷				南座敷
3			表式台				式台	
5	十二畳	十二畳	十二畳間	次十二畳間	十二畳間	十二畳間	十二畳間	十二畳
6				台子				
7	四畳半	四畳半		表座敷四畳半				
8	(見返し床)	(見返し床)	十五畳間	次十五畳間	十五畳間	十五畳間	十五畳間	次十五畳
9	表書院	表書院	表座敷書院	表書院上間	表座敷	表座敷書院	表座敷書院	表書院
11	梅之間	梅之間	梅ノ間	梅ノ間				
15	次四畳半	次四畳半	用場	用場			用場	
16	四畳半	四畳半	茶ノ間	中座敷四畳半	茶之間	茶之間	中座敷四畳半	茶ノ間
17			獅子ノ間	獅子ノ間				
18			亀ノ間	亀ノ間				
19			松ノ間	松ノ間				
20			鶴ノ間	鶴ノ間			鶴之間	
21	次十畳	十畳	次之間	次中床間	次中床間	中床ノ間	次中床之間	次ノ間
22	中書院	中書院	中座敷	中書院上間	中座敷	中座敷	中座敷	中座敷上ノ間
25				廻り座敷			回り座敷	廻り座敷
26	源氏之間	源氏之間		源氏間		源氏之間	源氏間	
26'	次六畳	次六畳間		次六畳間			次六畳之間	
29	向座敷上	向座敷					向座敷	向座敷
32	同裏上							
37		裏座敷						
38	奥座敷上之間			奥ノ間			奥之間	奥座敷
39	杉の屋		杉ノ家	杉之屋	杉ノ家	杉之家	杉の屋	
40	容膝亭					数寄屋茶室	数寄屋四畳半	
41	同二畳中板			西数寄屋二畳中板		同二畳中板之間	同二畳半中板	
42	臨池亭			臨池亭			臨池亭	
					後園時雨亭	山荘	運動場	

表-2 来客祝宴等にて飾付した部屋の名称

代は「表書院」と記載されることが多くなっています。

次に「表書院下の間」と呼ばれる部屋 8 は記載 129 回中「十五畳間」、「次十五畳間」など記載の違いがありますが、いずれにしても名称に「十五畳」を含む記載が 120 回となります。

部屋 11 は記載 24 回中「梅之間」や「梅ノ間」の表記があり、「ウメノマ」呼ばれていました。明治 21 年以降は、来客のための使用記載が極端に少なくなることから、主に法会などの内部行事に使用されていたと思われます。

部屋 22 は記載 132 回中「中座敷」が 122 回と部屋の名称の変化はほとんどありませんが、江戸時代は「中書院」と呼ばれていたようです。この「中座敷」北側の部屋 21 は記載 129 回中「中床ノ間」、「次中床」の記載の違いがありますが名称に「中床」を含むものが 101 回と多くなっています。

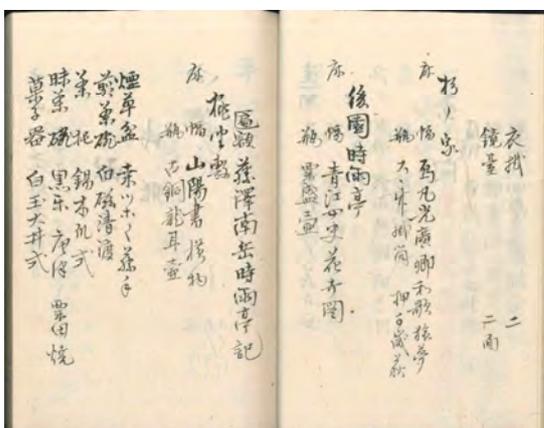


資料-1 飾付献立記録（慶応 2 年）

部屋 25 は「廻座敷」や「回り座敷」の表記があり、「マワリザシキ」と呼ばれていたと思われます。ただし、慶応 2 年（1866）の武吉郎の婚儀の際に「群仙ノ間」と呼ばれる部屋（資料-1）がありますが、消去法で考えるとこの部屋 25 が該当する可能性もあります。

茶室「観曙亭（部屋 39）」は、36 回の記載がありますが、「杉之屋」「杉ノ家」などの表記ですべて「スギノヤ」と呼ばれていると考えられ、「観曙亭」との記載は全く確認できません。同様に「容膝亭（部屋 40）」も「数寄屋」と記載されることが大部分です。反対に「臨池亭（部屋 42）」はこの飾付献立記録では「臨池亭」以外の記載は見当たらないことから、他の名称で呼ばれることはなかったようです。

興味深いのは、明治 22 年 5 月の岡山裁判所所長が来邸した際に、【後園時雨亭】という名称が初めて確認されることです。（資料-2）



資料-2 飾付献立記録（明治 22 年）

記載がある場所から茶室と推測しますが、明治 27 年 4 月の近衛篤磨公爵来邸までの間に【山時雨亭】【時雨亭】など 4 回の記載が見られます。また明治 24 年に【山荘】記載が見られますが、いずれの建物も現存してないと思われます。ちなみに明治期には臨池亭の西側にある石垣の上に床や式台を備えた 6 畳間がありましたが、明治 30 年代には取り壊されています。

●諸施設について

最後に紹介する『味野付近平面図』（図-6）は、野崎家で多くの平面図を制作した平松誠一が明治45年に描いたものです。住宅部分は明治31年に描かれたものほとんど変わりありませんが、敷地北側の新たな納屋などが詳細に描かれています。

この平松氏の設計・監督により明治39年（1906）に住宅の北西寺山の山頂部に【貯水池】を設置し、敷地内に水道及び防火用水を整備しました。この水道は同住宅とその約100メートル南東にある別邸迨暇堂^{（註6）}まで延伸されています。



次に【貯水池】の北にある【運動場】は『売用日記』の明治20年（1887）の記事に「運動休息場トシテ築造セラレタル当館裏手山上ノ建物此程粗落成」とあり、運動休息場落成茶会が速水宗汲（註7）の点前により催されています。この運動休息場は前述の飾付記録に3回の記載があります。大正時代には武吉郎が健康管理のため運動場を使用していました。

野崎家で電灯の明かりを灯したのは『売用日記』によると明治24年（1891）ですが、発電機の購入や【発電所】の建設は明治41年（1908）に確認できます。この頃には近隣の同家関係施設に配電し、私設電話も設置していました。また近隣住人のために街灯を設置していました。

敷地北に【大納屋】が明治期、【新納屋】が大正期に建築されますが、いずれも昭和10年（1935）に売却しています。これは大正10年頃から全国的に小作争議が過激化したため、野崎家でも耕作地を徐々に縮小し、納屋が不必要になったためと思われます。この納屋の跡地には榊野崎事務所社員の住宅が建てられていました。

そのほか【ブリキ工場】、【石工場】、【材木納屋】、【左官納屋】、【畳納屋】、【洗濯納屋】、【大工納屋】などが確認できることから住宅諸施設の修繕、来客や行事に合わせての設備の更新などが敷地内で行われていたことが想像できます。

●おわりに

以上のように野崎家の敷地は時代を経るごとに徐々にその面積を拡大し、敷地内の建物が増していくことがわかります。建物が最も多くなるのは大正時代から昭和初期です。この頃、製塩業は台湾塩田（註8）を拡大し、内地塩田と合わせて約300ヘクタールになり、児島地区に新型製塩工場（註9）を建設、耕作地は約600ヘクタールに達するなど家業は最盛期を迎えました。

野崎家の住宅が平成18年（2006）に重要文化財に指定された際には「雄大な規模を有する質の高い民家として価値が高く、屋敷全体の構成を良好に保持しており、瀬戸内地方を代表する民家として重要である。」と評価されています。最も建物が多い時期と比較すると現存していない建物もありますが、全体的には創建当時から良好な保存状態で管理されています。また、建物だけではなく、土蔵の文書や什器類の内容物もほぼ散逸することなく現在に伝えられており、瀬戸内の塩業家の住宅として大変希少な文化財のひとつです。

このたび、本稿で創業期から最盛期までの建物群や各部屋の使用状況など多くの資料を初めて紹介しました。このように住宅及び諸施設の資料を紹介することが、将来の保存管理に繋がり、この野崎家住宅の保存と活用を推進することで社会教育の一助となることが私たちの責務であると考えます。

（みやざき けんじ 野崎家塩業歴史館学芸員）

【参考文献】

『備前児島野崎家の研究 ナイカイ塩業株式会社成立史』（山陽新聞社、1981年）

『野崎家旧宅調査報告書』（奈良文化財研究所編集・財団法人竜王会館、2006年）

註

- (1) 野崎武左衛門（のぎきぶざえもん・1789-1864） 野崎家初代。江戸後期に約160ヘクタールの塩田を築造する。また大規模な干拓事業も完成させ、大庄屋に取り立てられた。
- (2) 宙宝宗宇（ちゅうほうそうう・?-1838） 江戸後期の臨済宗の僧。京都大徳寺418世。松月老人と号した。
- (3) 野崎武吉郎（のぎきぶきちろう・1848-1925） 野崎家3代目。明治23年に貴族院議員に当選。塩専売制度の導入にも寄与して、製塩業の全国的な発展に力を尽くした。表-2中の「達」「千賀」は武吉郎の息女、「松堅院」は武吉郎の院号である。
- (4) 野崎定次郎（のぎきさだじろう・1854-1933） 武吉郎の弟。衆議院議員、味野町長、味野紡績社長、児島銀行頭取などを務めた。
- (5) 榊野崎事務所 昭和9年に武吉郎の孫の野崎丹斐太郎（のぎきにいたろう）により家業が法人化され、塩田や耕作地は法人に委譲された。現在「ナイカイ塩業(株)」として製塩業などを継続している。
- (6) 迨暇堂（たいかどう） 明治29年に野崎家の迎賓施設として建築される。迨暇とは「普段は真面目に働き、自ら暇をつくり、家族や知人と酒を酌み交わす」の意味であり、漢学者の三島毅（中洲）が詩経の一節「迨我暇矣」から命名した。
- (7) 速水宗汲（はやみそうきゅう・1840-1924） 江戸後期に裏千家8代又玄斎一燈に学んだ速水宗達によって創始された流派の4代目。近畿や山陽地方に門人が多い。
- (8) 台湾塩田 野崎家は明治33年に野崎台湾塩行（のぎきたいわんえんこう）事務所を設置し、昭和12年まで台湾西岸の嘉義県布袋地区に約185ヘクタールの塩田を築造し、天日製塩を行っていた。
- (9) 新型製塩工場（改良カナワ式製塩工場） 塩田で濃縮した海水（かん水）を工場に集め、かん水を煮詰める際に発生する蒸気を利用し、塩を結晶化させる装置。日本初で唯一の実用化工場が児島味野に誕生し、塩の工場生産化の基礎を築いた。